



記載例①

退職後に民間企業等へ再就職する場合の手続き  
(再就職後の給料が民間企業等からの支給)

様式第2号 福島県・福島県教育委員会共通用紙

財産形成貯蓄 変更届(所属控)  
財産形成年金貯蓄  
財産形成住宅貯蓄 5-1

取扱金融機関	東邦銀行	御中	届出日	令和	6	2	5	
勤務先	所在地 福島市杉妻町2番16号 名称 福島県 福島県教育委員会	フリガナ コオリヤマシハヤマ (〒983-8876)	お届印 福島					2枚目も押印ください
新所属名	〇〇学校	住所 (変更前) 郡山市麓山一丁目1番地1号						
新所属コード	00000	フリガナ フクシマ ハナコ	勤務先電話	024 ( 123 ) 4567				
職員番号	123456	氏名 (変更前) 福島花子	自宅電話	024 ( 456 ) 7890				
			生年月日	平成	3	8	5	1

貯蓄の区分	1 財産形成貯蓄(一般貯蓄)	2 財産形成年金貯蓄(年金貯蓄)	3 財産形成住宅貯蓄(住宅貯蓄)
貯蓄の種類	1 期日指定定期預金	2 金銭	5 投資信託
取扱金融機関	1 東邦銀行	8 みずほ	15 証券
	2 東北労働金庫	9 三井住友	16 日本生命
	3 福島銀行	10 三菱UFJ信託銀行	17 第一生命
	4 大東銀行	14 大和証券	17 明治安田生命
	5 信用金庫	1 福島 2 会津 3 郡山 5 白河 6 須賀川 7 ひまわり 8 あぶくま 9 二本松	
	6 信用組合	1 福島県商工 2 いわき 5 相双五城 6 会津商工	
	7 農業協同組合	1 ふくしま未来 2 夢みなみ 3 会津よつば	

下記のとおりに変更します。

中継・再開は、通常月の場合、県庁福利厚生室または教育庁福利課で受理した翌月から

変更事項	変更内容
1 中継・再開・退職	1 中継 2 再開 3 退職 令和 6 4 月 から
2 積立期限日	令和 年 月 日 (満 歳) まで
3 積立額	給料 毎月 0000円 積立額の変更は毎年10月の募集時期に限られ12月期末手当から変更します。
	期末勤働手当 12月 0000円
4 非課税最高限度額	0000円
5 年金受取開始日	令和 年 月 日 (満 歳) から
6 年金受取期間	受取開始日から 年 年 まで
7 金融機関	年金財形・住宅財形の場合はこの欄も記入してください。
8 年金受取指定口座	普通預金番号 (本人名義) 支店
13 届出印	新お届印

常勤職員として引き続き勤務する場合、現時点の財形を継続できますが、退職後、常勤講師や任期付職員等になった場合は積立継続できず、解約が必要になります。手続き等不明な場合は福利課までお問い合わせください。

変更事項	変更内容
9 年金受取方式	フリガナ
10 新氏名	フリガナ
11 新住所	(市・郡・区より記入下さい。)
12 新勤務先	再就職先の所在地を記入 再就職先名称を記入 電話番号 024 (935) △△△△

私は、令和4年4月1日付けをもって福島県を退職し、下記勤務先に転職いたしました。ついては、新勤務先において引き続き勤労者財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄の非課税貯蓄措置の適用を受けたいので、貴行(金庫・組合・社)において保管の財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄非課税関係書類を新勤務先会社に送付してください。

財産形成非課税住宅貯蓄 限度額変更・異動・勤務先異動・事務代行先変更	申告書(勤務先控)	種別
フリガナ フクシマ	5日	1. 預貯金 2. 合同運用信託 3. 有価証券 4. 生命保険の保険料
氏名 福島	9 10 1	
住所 郡山市麓		

年金財形・住宅財形の場合は現勤務先情報とともに新勤務先情報等を記入してください。

個人番号の記入  
1. ご本人の個人番号を記入してください。  
2. 個人番号が変更になる場合は、変更前後を記入してください。  
3. 限度額変更の場合には、個人番号の記入は不要です。

変更届のご注意点  
1. 非課税貯蓄申告書  
年金貯蓄及び住宅貯蓄の方が、非課税最高限度額・金融機関・氏名・住所・勤務先の変更の場合は非課税貯蓄申告書にも記入してください。  
届出印  
2枚目・3枚目にも届出印を押印してください。  
3. 下記の変更の場合には、該当取扱金融機関と事前に相談の上、記入ください。  
A. 勤続期間  
B. 年金貯蓄 積立期限日、受取開始日、受取期間  
C. 住宅貯蓄 積立期限日  
4. 複数貯蓄の変更  
複数貯蓄の変更の場合は、貯蓄ごとに変更届を提出してください。

本票は下記の順序で提出願います。  
職員 所属  
本票は所属控となりますので所属で保管願います。

変更事項	変更前	変更後	異動の生じた日(年月日)
最高限度額	※すでに他の店舗等で非課税扱いの申告をしている最高限度額		
氏名・店舗			
住所			
個人番号			
勤務先	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号 名称 福島県教育委員会	再就職先の所在地を記入 再就職先名称を記入	
貸金の支払者	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号 名称 福島県	再就職先の所在地を記入 再就職先名称を記入	
個人番号又は法人番号	7 0 ; 0 ; 0 ; 0 ; 2 ; 0 ; 0 ; 0 ; 7 ; 0 ; 0 ; 0 ; 9		
事務代行先	所在地 名称 法人番号		
受入機関の営業所等	所在地 名称 法人番号		

令和 6年 2月 22日  
※欄に記載した事項は、事実と相違ありません。  
印  
勤務先の長の印

記載例②

年金貯蓄の契約内容変更、退職の手続きをする場合

様式第2号  
取扱金融機関 **東邦銀行** 御中

財産形成貯蓄  
財産形成年金貯蓄 **変更届(所属控)**  
財産形成住宅貯蓄 5-1

届出日 令和 6 年 2 月 5 日

勤務先	所在地 福島市杉妻町2番16号	フリガナ シラカワシショウワマチ	お届印 相馬
名称 福島県 福島県教育委員会	住所 (変更前) 白河市昭和町269番地	フリガナ ソウリマ カスオ	勤務先電話 024 ( 123 ) 4567 自宅電話 024 ( 456 ) 7890
新所属名 〇〇学校	氏名 (変更前) 相馬 一男	生年月日 平成 3 8 8 1	
新所属コード 00000			
職員番号 123456			

貯蓄の区分 (該当番号を○で囲む)	1 財産形成貯蓄(一般貯蓄)	2 財産形成年金貯蓄	3 財産形成住宅貯蓄(住宅貯蓄)
貯蓄の種類 (該当番号を○で囲む)	1 期日指定定期預金	2 金庫	3 債投資信託
取扱金融機関 (該当番号を○で囲む)	1 東邦銀行	2 東北労働金庫	3 福島銀行
	4 大東銀行	5 信用金庫	6 信用組合
	7 農業協同組合	1 福島	2 会津
		3 郡山	4 白河
		5 須賀川	6 ひまわり
		7 あぶくま	8 二本松
		1 福島県商工	2 いわき
		3 相双五城	4 会津商工
		1 ふくしま未来	2 夢みなみ
		3 会津よつば	4 福島さくら
		5 東西しらかわ	

下記のとおり変更します。 中断・再開は、通常月の場合、県庁福利厚生室または教育庁福利課で受理した翌月から変更となります。毎年10月の募集時期の場合は、12月の期末勤動手当分から変更となります。

変更事項 (該当番号を○で囲む)	変更内容	変更事項 (該当番号を○で囲む)	変更内容
1 中断・再開・退職 (該当番号を○で囲む)	1 中断 2 再開 3 退職 令和 6 年 4 月 から	9 年金受取方式 (該当番号を○で囲む)	1 定額方式 2 逓増方式 3 元本均等方式
2 積立期限日	令和 年 月 日 (満 歳) まで	フリガナ	
3 積立額	給料 毎月 10 万 円 期末勤働手当 6月 12月 0 0 0 0 円	新氏名	
4 非課税最高限度額	0 0 0 0 円	電話番号	( )
5 年金受取開始日	令和 8 年 8 月 2 日 (満 歳)		
6 年金受取期間	受取開始日から 年間		
7 金融機関	銀行(金庫・組合・社)		
8 年金受取指定口座	普通預金番号 (本人名義)		
13 届出印 (該当をチェックする)	新お届印 <input type="checkbox"/> 旧印あり <input type="checkbox"/> 旧印喪失		

3月末で退職し、年金方式で受け取る場合、  
退職：令和6年4月 と記載してください。

年金貯蓄の契約内容の変更のうち、特に受取開始日については、  
次のとおり前もって提出する必要があります。  
**受取開始日を**  
・早める場合：変更後の受取開始日から1年4か月前までに提出  
・遅らせる場合：現状の受取開始日から1年4か月前までに提出  
受取開始日の変更は積立期限日の変更も伴う場合があることから、  
年金受取に係る契約内容の変更を希望する場合は、必ず、  
その変更の可否と詳細を金融機関へお問い合わせください。

2枚目・3枚目にも押印ください。→  
個人番号の記入  
1. ご本人の個人番号を記入してください。  
2. 個人番号が変更になる場合は、変更前様を記入してください。  
3. 履歴値変更の場合には、個人番号の記入は不要です。

変更届のご注意点  
1. 非課税貯蓄申告書  
年金貯蓄及び住宅貯蓄の方が、非課税最高限度額・金融機関・氏名・住所・勤務先の変更の場合は非課税貯蓄申告書にも記入してください。  
2. 届出印  
2枚目・3枚目にも届出印を押印してください。  
3. 下記の変更の場合には、該当取扱金融機関と事前に相談の上ご記入ください。  
A. 一般貯蓄 積立期限日  
B. 年金貯蓄 積立期限日、受取開始日、受取期間  
C. 住宅貯蓄 積立期限日  
4. 複数貯蓄の変更  
複数貯蓄の変更の場合は、貯蓄ごとに変更届を提出してください。

本票は下記の順序で提出願います。  
職員 所属 本票は所属控となりますので所属で保管願います。

最高限度額	※すでに他の店舗等で非課税扱いの申告をしている最高限度額	(年月日)
氏名・店舗		
住所		
個人番号		
勤務先	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号	
資金の支払先	名称 福島県	
個人番号又は法人番号	7 0 0 0 0 0 2 0 0 7 0 0 0 9	
事務代行先	所在地 名称 法人番号	
受入機関の営業所等	所在地 名称 法人番号	

令和 年 月 日  
※欄に記載した事項は、事実と相違ありません。  
勤務先の長の印

記載例③

財形を解約される方の手続き

福島県・福島県教育委員会共通用紙		財産形成貯蓄 財産形成年金貯蓄 財産形成住宅貯蓄		払戻請求書 (所属控)		請求日 令和 5 年 2 月 2 日	
取扱金融機関	東邦銀行	御中	フリガナ	シラカフシヨウワマチ		お届印	
勤務先	所在地 福島市杉妻町2番16号	フリガナ	シラカフシヨウワマチ		住所 (〒961-0971)		お届印 <b>福利</b>
名称	福島県	住所	白河市昭和町269番地		自宅電話 024 (521) 0001		
所属名	福島県教育委員会	フリガナ	フリガナ		勤務先電話 024 (123) 4567		2 扶目も印してください
所属コード	00000	氏名	福利太郎		生年月日 平成 3 年 8 月 7 日		
職員番号	123456						

貯蓄の区分	1 財産形成貯蓄 (一般貯蓄)	2 財産形成年金貯蓄 (年金貯蓄)	3 財産形成住宅貯蓄 (住宅貯蓄)	どちらかを○で囲む	1 目的	2 目的外	
貯蓄の種類	1 期日指定定期預金	2 金 銭	3 債 権 信 託	5 積 立 保 険			
取扱金融機関	1 東邦銀行	8 三井住友	15 村証券	16 日本生命			
	2 東北労働金庫	9 三井住友	17 BCD興証券	18 第一生命			
	3 福島銀行	10 三菱UFJ信託銀行	14 大和証券	17 明治安田生命			
	4 大東銀行						
	5 信用金庫	1 福島	2 会津	3 郡山	5		
	6 信用組合	1 福島県商工	2 いわき	5 相双五城			
	7 農業協同組合	1 ふくしま未来	2 夢みなみ	3 会津			

契約の区分、種類  
契約金融機関を選択

忘れずに選択してください。  
「目的」の場合は住宅取得に係る  
必要書類を添付してください。  
添付書類については取扱金融機  
関へお問い合わせください。

忘れずに記入してください。

日付は記入しないでください

下記のとおり払戻しの請求をしますので払戻金額を貴行(組合・金庫・社)所定の方法により計

払戻財形口座(契約)番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	(注) 1. 財形
請求内容	<p>① 解約 (注*)</p> <p>上記の口座を解約します。 退職者の方のみご記入ください。 財形の積立は 3 月まで希望します。</p> <p>② 全部、又は一部払出し (注*)</p> <p>上記の口座から下記の金額を払出</p> <p>請求金額 (概算金額) 百円 千円 万円 0 0 0 0</p>	<p>(注) 1. 年金貯蓄は「一部払出し」で記入してください。</p> <p>2. 所属長経由の上、県庁福利厚生室または教育庁福利課へ提出してください。</p> <p>3. 退職者の積立希望欄に記入がない場合は、翌月10日までに解約します。</p> <p>(注) 1. 「全部又は一部払出し」は該当取扱金融機関に相談の上ご記入ください。</p> <p>2. 請求金額は記入不要、「全部」を○で囲んでください。</p> <p>3. 金額は、1万円以上、千円の整数倍(日本生命は1万円以上、千円未満は1000円未満)となります。なお、この場合払出概算金額となります。</p> <p>4. 年金貯蓄は一部払出しできません。</p> <p>5. 生命保険の場合、残高が千円以上ないと解約になる場合があります。</p> <p>6. 年金貯蓄と住宅貯蓄の併記はできません。</p> <p>7. 所属長経由の上、直接</p>
振込指定口座	〇〇 銀行 (金庫 組合 社) ×× 支店	普通預金番号 (本人名義) 0 1 2 3 4 5 6

(注\*) 生命保険の場合、該当記号を○で囲んでください。  
A. 通常 (B・C以外) の請求  
B. 一般貯蓄の満期請求  
C. 住宅貯蓄の生存給付金の請求

(注) 書類の提出先  
書類は必ず所属長へ提出してください。

年金財形・住宅財形の場合は、この欄も記入が必要です。

本票は下記の順序で提出願います。  
職員 所属 本票は所属控となりますので所属で保管願います。

財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書 (勤務先控)		令和 年 月 日
フリガナ	フリガナ	
氏名	福利太郎	
住所	福島市杉妻町2番16号	
下記の 財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けることをやめたいので、この旨申告します 財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項		
種 別	<p>1 預貯金</p> <p>2 合同運用信託</p> <p>3 有価証券</p> <p>4 生命保険の保険料</p>	
最高限度額	5 0 0 0 0 0 0 0	
受入機関の営業所等	所在地 〇〇市△△1-1	法人番号
名称	〇〇銀行	
勤務先	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号	記入不要
名称	福 島 県	
黄金の支払者	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号	個人番号又は法人番号
名称	福 島 県	
事務代行先	所在地	法人番号
名称		

## 取扱金融機関一覧表

2023年10月末日現在

名 称	所 在 地	電 話 (担当窓口)
株式会社東邦銀行	〒 960-8626 福島市飯坂町平野字桜田3-4	024-541-2426 (業務支援部)
東北労働金庫 郵便送付先 業務部集中事務課財形担当	〒 980-0023 仙台市青葉区北目町1-15 Ace21ビル	022-227-1207 (業務部集中事務 課財形担当)
株式会社福島銀行	〒 960-8625 福島市万世町2番5号	024-525-2534 (個人営業部)
株式会社大東銀行	〒 963-8004 郡山市中町19番1号	024-925-8295 (営業開発部)
福島信用金庫	〒 960-8660 福島市万世町1番5号	024-523-1857 (事務部)
会津信用金庫	〒 965-0035 会津若松市馬場町2番16号	0242-22-7556 (営業推進部業務推進課)
郡山信用金庫	〒 963-8630 郡山市清水台2丁目13番26号	024-932-2228 (顧客支援部営業推進課)
ひまわり信用金庫	〒 970-8026 いわき市平字二町目10番地	0246-23-8500 (事務部事務管理グループ)
白河信用金庫	〒 961-8601 白河市新白河1丁目152番地	0248-23-4515 (業務統括部)
須賀川信用金庫	〒 962-0054 須賀川市牛袋町121番地1	0248-75-3319 (総合企画部営業推進課)
あぶくま信用金庫	〒 975-0003 南相馬市原町区栄町2丁目4番地	0244-23-5132 (事務部)
二本松信用金庫	〒 964-0807 二本松市金色久保227番地9	0243-23-3752 (営業推進部営業企画課)
福島県商工信用組合	〒 963-8877 郡山市堂前町7番7号	024-991-1000 (財形担当)
いわき信用組合	〒 971-8162 いわき市小名浜花畑町2番地の5	0246-92-4111 (業務推進部)
相双五城信用組合	〒 976-0042 相馬市中村字大町69番地	0244-36-5561 (業務部業務課)
会津商工信用組合	〒 965-0037 会津若松市中央一丁目1番30号	0242-22-6565 (総務部)
農業協同組合 取りまとめ先 農林中央金庫福島支店	〒 960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1 送付先:農林中央金庫福島支店	024-552-5634 (コーポレート サービス班)
みずほ信託銀行 株式会社仙台支店	〒 980-0811 仙台市青葉区一番町三丁目1番1号	022-225-7686 (財形担当)
三井住友信託銀行 株式会社仙台あおば支店	〒 980-0021 仙台市青葉区中央2丁目1番7号	022-262-5511 (財形担当)
三菱UFJ信託銀行株式会社 問い合わせ:財形事務センター	〒 170-8610 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビル	0120-31-1288 (財形担当)
野村證券株式会社 問い合わせ:野村ビジネス サービス(株)財形事務センター	〒 103-8711 東京都日本橋郵便局私書箱第33号	0120-148-604 (フリー)
SMBC日興証券株式会社 ストック・プラン・ソリューション部	〒 135-8532 東京都江東区木場1-5-55	0120-250-221 (財形担当)
大和証券株式会社 問い合わせ:大和証券ビジネスセンター	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-3-2	0120-474-047 (制度事務部 財形事務グループ)
日本生命保険 相互会社	〒 541-8501 大阪市中央区今橋三丁目5番12号	0120-981-818 (財形管理課)
第一生命保険 株式会社	〒 104-8691 東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱504号	0120-998-665 (東京団体事務課 財形グループ)
明治安田生命保険 相互会社	〒 135-0016 東京都江東区東陽2-2-11	03-5690-6887 (保険料収納・集団G(財 形))